

栃木県トラック協会及び関連団体入会申込書等一覧

No.	名 称	概 要
①	栃木県トラック協会 入会申込書 【支部用】 ※県内本社用	入会希望事業者が入会手続きの際、入会希望支部へ提出
②	栃木県トラック協会 入会申込書 【県ト協用】 ※県内本社用	入会希望事業者が入会手続きの際、入会希望支部へ提出（支部長承認）後、本部へ提出
③	栃木県トラック協会 入会申込書 【支部用】 ※県外本社用	入会希望事業者（※県外本社）が入会手続きの際、入会希望支部へ提出
④	栃木県トラック協会 入会申込書 【県ト協用】 ※県外本社用	入会希望事業者（※県外本社）が入会手続きの際、入会希望支部へ提出（支部長承認）後、本部へ提出
⑤	栃木県トラック協会 誓約書 【支部用】	入会希望事業者が入会手続きの際、入会希望支部へ提出
⑥	栃木県トラック協会 誓約書 【県ト協用】	入会希望事業者が入会手続きの際、入会希望支部へ提出（支部長承認）後、本部へ提出
⑦	栃ト協政策研究会 加入申込書 (任意加入)	入会希望事業者が入会手続きの際、本部へ提出
⑧	栃ト協政策研究会 規約	
⑨	栃木県トラック政治連盟 加入申込書 (任意加入)	入会希望事業者が入会手続きの際、本部へ提出
⑩	栃木県トラック政治連盟 規約	
⑪	栃木県トラック協会・陸災防栃木県支部・栃ト協政策研究会入会金及び会費資料	

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

栃木県トラック協会
支部長支部
殿

今般、貴支部に加入致したく、入会金 円を添え申込みを致します。

本 社 住 所	フリガナ	
	〒	
事 業 者 名	フリガナ	
代 表 者 氏 名	役職名	フリガナ
		⑩
TEL ()	—	FAX () —

事 業 種 別	一般貨物自動車運送事業 ・ 貨物利用運送事業		
許 認 可 年 月 日 許 認 可 番 号	年 月 日	号 (許可・認可)	
運 輸 開 始 年 月 日	年 月 日 開始		
車 両 数	普通車 両	小型車 両	合計 両
従 業 員 数	人		

(注) 事業種別は該当するものを○で囲んで下さい。

入 会 申 込 書

【支部長入会承認欄】

令和 年 月 日
 栃木県トラック協会 支部
 支部長 ⑩

令和 年 月 日

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

今般、貴協会に加入致したく、当該支部長の承認を受けましたので、入会金50,000円を添え申込みを致します。

本 社 住 所	フガナ	
	〒	
事 業 者 名	フガナ	
代 表 者 氏 名	役職名	フガナ
		⑩
TEL ()	—	FAX () —

事 業 種 別	一般貨物自動車運送事業 ・ 貨物利用運送事業				
許 認 可 年 月 日 許 認 可 番 号	年	月	日	号 (許可・認可)	
運 輸 開 始 年 月 日	年	月	日	開始	
車 両 数	普通車	両	小型車	両	合計 両
従 業 員 数	人	決 算 期 日	月	資 本 金	円

(注) 事業種別は該当するものを○で囲んで下さい。

入 会 申 込 書

【県外本社用】

令和 年 月 日

栃木県トラック協会
支部長支部
殿

今般、貴支部に加入致したく、入会金 円を添え申込みを致します。

本 社 住 所	フリガナ	
	〒	
事 業 者 名	フリガナ	
代 表 者 氏 名	役職名	フリガナ
		印
TEL ()	—	FAX ()
		—

入 会 事 業 所 (支店・営業所等)	事業所名称			
	代 表 者 氏 名	役職名	フリガナ	
	住 所	フリガナ		
〒				
	TEL ()	—	FAX ()	—
事 業 種 別	一般貨物自動車運送事業 ・ 貨物利用運送事業			
許 認 可 年 月 日 許 認 可 番 号	年 月 日		号 (許可・認可)	
運 輸 開 始 年 月 日	年 月 日 開始			
車 両 数	普通車	両	小型車	両
			合計	両
従 業 員 数	人			

(注)・本申込書をもって、本社代表者の権限については、県内入会事業所の代表者(所長等)に委任したものとみなします。

・事業種別は該当するものを○で囲んで下さい。

※連絡先(支部からの送付物、FAX及び電話での事務連絡等の宛先)をお選び下さい。
いずれか希望する方に○を付けて下さい。

本 社 ・ 入 会 事 業 所

※入会希望事業者→支部

入 会 申 込 書

【県外本社用】

【支部長入会承認欄】

令和 年 月 日
 栃木県トラック協会 支部
 支部長 印

令和 年 月 日

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

今般、貴協会に加入致したく、当該支部長の承認を受けましたので、入会金50,000円を添え申込みを致します。

本 社 住 所	フリガナ	
	〒	
事 業 者 名	フリガナ	
代 表 者 氏 名	役職名	フリガナ
		印
TEL ()	—	FAX () —

入 会 事 業 所 (支店・営業所等)	事業所名称					
	代表者氏名	役職名	フリガナ			
	住 所	フリガナ				
		〒				
	TEL ()	—	FAX ()	—		
事 業 種 別	一般貨物自動車運送事業 ・ 貨物利用運送事業					
許 認 可 年 月 日 許 認 可 番 号	年 月 日		号 (許可・認可)			
運 輸 開 始 年 月 日	年 月 日 開始					
車 両 数	普通車	両	小型車	両	合計	両
従 業 員 数		人	決 算 期 日	月	資 本 金	円

(注)・本申込書をもって、本社代表者の権限については、県内入会事業所の代表者(所長等)に委任したものとみなします。

・事業種別は該当するものを○で囲んで下さい。

※連絡先(協会からの送付物、FAX及び電話での事務連絡等の宛先)をお選び下さい。

いずれか希望する方に○を付けて下さい。

本 社 ・ 入 会 事 業 所

※入会希望事業者→支部→県ト協

【支部用】

誓 約 書

令和 年 月 日

栃木県トラック協会
支部長

支部
殿

住 所
名 称
代表者

⑩

私は、下記「トラック憲章」を遵守することを誓います。

記

- 一、貨物輸送を通じ、社会に貢献します
- 一、法令を守り、健全な経営を行い輸送秩序を確立します
- 一、誠意をもって迅速、確実、安全な輸送を行います
- 一、交通事故、労災事故の防止に徹し、かつ、地球環境に配慮します
- 一、相互信頼に立って良好な労使関係を維持します
- 一、輸送サービスの向上に努め、業界の発展に寄与します

※入会希望事業者→支部

【県ト協用】

誓 約 書

令和 年 月 日

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

住 所
名 称
代表者

⑩

私は、下記「トラック憲章」を遵守することを誓います。

記

- 一、貨物輸送を通じ、社会に貢献します
- 一、法令を守り、健全な経営を行い輸送秩序を確立します
- 一、誠意をもって迅速、確実、安全な輸送を行います
- 一、交通事故、労災事故の防止に徹し、かつ、地球環境に配慮します
- 一、相互信頼に立って良好な労使関係を維持します
- 一、輸送サービスの向上に努め、業界の発展に寄与します

支 部 長 欄	
確認印	確 認 年 月 日
	令和 年 月 日

※入会希望事業者→支部→県ト協

栃卜協政策研究会加入申込書

令和 年 月 日

栃卜協政策研究会 会長 殿

住 所

名 称

代表者

印

電 話

F A X

今般、貴政策研究会に加入を申し込みます。

栃ト協政策研究会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本研究会は、栃ト協政策研究会（以下、研究会という。）という。

(事務所)

第2条 本研究会は、事務所を宇都宮市八千代1丁目5番12号に置く。

(目 的)

第3条 本研究会は、栃木県内におけるトラック運送事業者の経営意識の高揚を図り、トラック運送事業の社会的、経済的地位の向上と発展を図ることをもって目的とする。

(事 業)

第4条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
① 法制・税制・金融・物流・高速道路利用問題等の調査研究並びに諸活動。
② その他本研究会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本研究会は、一般社団法人栃木県トラック協会の会員及び栃木県トラック協会への加入が認められることを前提とし、別に定める申込書を研究会会長あて提出した者をもって組織する。

(会 費)

第6条 会員は、会費を納入しなければならない。
2 会費の額及び納入方法は、別に定めるところによる。
3 会の運営上特に必要と認めるときは、総会の決議を経て会員から臨時会費を徴収することができる。
4 既納の会費は、返還しないものとする。

(資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の1つに該当するときはその資格を失う。
① 退会したとき
② 除名されたとき
③ 本研究会が解散したとき

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届出書を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。
① 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
② 本規約、又は総会の決議を無視する行為があったとき
③ 著しく会費を滞納したとき

(権利の喪失)

第10条 退会した者、又は除名された者は会員としての一切の権利を失い、す

に納付した会費、その他本会の資産に対して何等の請求することは出来ない。

第3章 役員等

(役員)

第11条 本研究会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
 - ② 副会長 4名以内
 - ③ 専務理事 1名
 - ④ 常務理事 1名
 - ⑤ 常任幹事 25名以内（会長、副会長、専務理事、常務理事を含む。）
 - ⑥ 監事 2名以内
- 2 上記の役員は、一般社団法人栃木県トラック協会の役員とする。

(役員の仕事)

第12条 会長は、本研究会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、会務を分掌する。

5 常任幹事は、常任幹事会を組織して会務を決定する。

6 監事は、本研究会の会務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、一般社団法人栃木県トラック協会の役員の仕事に準ずる。

第4章 会議

(会議)

第14条 会議は、総会、常任幹事会とする。

2 会議はすべて会長が招集し、議長となる。

(総会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

(臨時総会)

第16条 臨時総会は、次の場合に開催する。

① 会長が必要と認めたとき。

② 会員総数の5分の1以上の同意を得て会議の目的たる事項を示して請求したとき。

③ 監事はその任務を行うため必要と認め請求したとき。

(総会の招集)

第17条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

① 事業報告及び収支決算

② その他の重要事項

(定足数等)

第19条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ議事を開き、決議することができない

2 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任幹事会)

第 20 条 常任幹事会は常任幹事をもって組織し、会長が必要と認めたときに開催する。

(常任幹事会に付議する事項)

第 21 条 常任幹事会は、次の事項を審議し、決議する。

- ① 事業計画及び収支予算
- ② 総会に提出する議案
- ③ 総会から委任された事項
- ④ 会務の執行に関する事項
- ⑤ その他会務運営に必要な事項

(常任幹事会の決議方法等)

第 22 条 常任幹事会は、その組織するものの過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。
可否同数のときは、議長がこれを決する。

第 5 章 会 計

(事業年度)

第 23 条 本研究会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年の 3 月 31 日までとする。

(会 計)

第 24 条 本研究会の会費は、次の収入をもってこれにあてる。

- ① 会費
- ② その他の収入
- 2 毎事業年度の決算において余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする

(事業会計書類等)

第 25 条 会長は毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、総会開催日の 14 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- ① 事業報告書
- ② 収支に関する決算書類
- ③ その他必要な附属書類
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けて置かなければならない。

第 6 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 26 条 本規約は、総会において、出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 27 条 本研究会は、総会において、出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければ解散することができない。

(残金財産の処分)

第 28 条 本研究会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において、出席会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ本研究会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第 7 章 事 務 局

第 29 条 本研究会に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、常任幹事会を経て、会長が別に定める。

第8章 雑 則

(委 任)

第30条 本規約に定めるもののほか、本研究会の運営について必要な事項は、常任幹事会において定めるものとする。

付 則

- 1 本規約は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 規約改正 平成20年4月1日、第1条、第5条及び申込書を追加した。
- 3 規約改正 平成20年5月20日、第7条、第8条、第9条、第10条及び退会届出書を追加した。
- 4 規約改正 平成26年5月21日、第15条、第18条、第21条

会費の額及び納入方法

栃ト協政策研究会

1. 通常会費の額及び納入方法は、次のとおりとする。
 - (1) 通常会費の額
 - 平等割 月額100円
 - 車輛割 月額1両につき、普通車30円、小型車20円
 - (2) 納入方法
政策研究費は、協会費と併せて請求し、納入するものとする。
 - (3) 特別な対策を講ずる必要が生じたときは、総会の議を経て臨時会費を徴収することができる。

栃卜協政策研究会加入申込書

令和 年 月 日

栃卜協政策研究会 会長 殿

住 所

名 称

代表者

印

電 話

F A X

今般、貴政策研究会に加入を申し込みます。

栃ト協政策研究会退会届出書

令和 年 月 日

栃ト協政策研究会 会長 殿

住 所

名 称

代表者

印

電 話

F A X

今般、貴政策研究会を退会するので提出します。

栃木県トラック政治連盟加入申込書

令和 年 月 日

栃木県トラック政治連盟 会長 殿

住 所

名 称

代表者

印

電 話

F A X

今般、貴政治連盟に加入を申し込みます。

栃木県トラック政治連盟規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本連盟は、栃木県下におけるトラック運送事業者の政治意識の高揚を図り、自主的な団結力を強めるとともに政治的処置を講じ、もってトラック運送事業の社会的、経済的地位の向上を図ることをもって目的とする。

(名 称)

第 2 条 本連盟は、栃木県トラック政治連盟と称し、事務所を一般社団法人栃木県トラック協会（以下、栃木県トラック協会という）に置く。

2 本連盟は栃木県内に地区を定め、それぞれの地区に支部を置くことが出来る。

(事 業)

第 3 条 本連盟は第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 トラック運送事業の発展と向上を図るための各種運動の実施
- 2 関係官庁に対する建議陳情
- 3 関係各団体の活動に対する協力
- 4 その他、本連盟の目的達成のため必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第 4 条 本連盟は、栃木県トラック協会の会員及び栃木県トラック協会への加入が認められることを前提とし、別に定める申込書を本連盟会長あて提出した者をもって組織する。

(資 格 喪 失)

第 5 条 会員は、次の各号の 1 つに該当するときはその資格を失う。

- ① 退会したとき
- ② 除名されたとき

(退 会)

第 6 条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届書を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 7 条 会員は、次の各号の 1 つに該当するときは、幹事会の決議によって除名することが出来る。

- ① 本連盟の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- ② 本規約、又は幹事会の決議を無視するような行為があったとき
- (権利の喪失)
- 第 8 条 退会した者、又は除名された者は会員としての一切の権利を失い、本会の資産に対して何等の請求をすることは出来ない。

第 3 章 役員等

- (役員)
- 第 9 条 本連盟に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
- 2 副会長 4名以内
- 3 幹事 25名以内
(会長、副会長、常任幹事2名を含む。)
- 4 監事 2名以内
- 2 上記の役員は、栃木県トラック協会の役員とする。この場合同協会の「理事」は「幹事」に読み替えるものとする。

- (役員任期)
- 第 10 条 役員任期は、栃木県トラック協会役員任期に準ずる。

- (役員職務)
- 第 11 条 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
幹事は、会務の運営を担当する。
監事は、本会の業務及び会計を監査する。

- (顧問)
- 第 12 条 本連盟に顧問を置くことができる。顧問は、幹事会の承認を得て会長が委嘱する。

- (事務局)
- 第 13 条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

第 4 章 会議

- (幹事会)
- 第 14 条 会議は幹事会とし、幹事をもって組織する。
- 2 幹事会は会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

(幹事会の決議方法等)
第 15 条 幹事会は、その組織するものの過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

(幹事会に付議する事項)
第 16 条 幹事会は、次の事項を審議し、決議する。
① 事業報告及び収支決算
② 事業計画及び収支予算
③ 会員の除名
④ 会務の執行に関する事項
⑤ その他会務運営に必要な事項

第 5 章 会 計

(事業年度)
第 17 条 本連盟の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同 12 月 31 日に終わる。

第 18 条 本連盟の経費は、次の収入をもってあてる。
1 寄付金
2 その他の収入
2 毎事業年度の決算において余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

第 6 章 規約の変更

(規約の変更)
第 19 条 本規約は、幹事会の決議をもって変更することができる。

第 7 章 雑 則

(委 任)
第 20 条 本規約に定めるものの他、本連盟の運営について必要な事項は、幹事会において定めるものとする。

附 則

1. 本連盟の発足当時の事業年度は、発足のときをもって始まる。
2. 平成 20 年 4 月 1 日、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 13 条の変更、第 15 条及び申込書の追加。
3. 平成 29 年 5 月 16 日、章名称の追加
第 4 条、第 9 条、第 12 条、第 18 条の条文変更
第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条の追加

栃木県トラック政治連盟加入申込書

令和 年 月 日

栃木県トラック政治連盟 会長 殿

住 所

名 称

代表者

印

電 話

F A X

今般、貴政治連盟に加入を申し込みます。

栃木県トラック政治連盟退会届出書

令和 年 月 日

栃木県トラック政治連盟 会長 殿

住 所

名 称

代表者

印

電 話

F A X

今般、貴政治連盟を退会するので提出します。

➤ 一般社団法人栃木県トラック協会入会金及び会費

1. 入会金及び会費の内訳

入 会 金	50,000円		
会 費	平等割会費	1事業所	月 3,000円
	車両割会費	普通車1両	月 180円
		小型車1両	月 90円

2. 入会金及び会費の納付期限

(1) 入会金

入会の際納入

(2) 会費

年3期に分け4か月分を一括納入

1期分（4月～7月） 6月末日までに納入

2期分（8月～11月） 10月末日までに納入

3期分（12月～3月） 2月末日までに納入

※納入方法が自動引落しの場合、ご指定いただいた金融機関、またはゆうちょ銀行の口座から、請求月27日に自動引落とし致します。

（引落日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。）

➤ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部会費

（一般社団法人栃木県トラック協会と同時加入）

1. 会費

月額会費 1事業所 250円

2. 会費の納付期限

年額に換算して、一括納入 又は 入会手続き完了月の翌月より年度末(3月)までの一括納入

➤ 栃ト協政策研究会会費（任意加入）

1. 会費の内訳

平等割会費	1事業所	月	100円
車両割会費	普通車1両	月	30円
	小型車1両	月	20円

2. 会費の納付期限

協会費に同じ（上記参照）

注) 上記の会費請求は、入会手続き完了月の翌月より発生致します。

普通車、小型車の区分は車検証記載の「自動車の種別」によります。

なお、支部の入会金・会費については、入会支部へお問い合わせください。